別表第十二（第五条第一項第五号関係）

経験年数		月額
		円
1年未満		198,200
1年以上	2年未満	204,400
2年以上	3年未満	210,200
3年以上	4年未満	218,200
4年以上	5年未満	224,900
5年以上	6年未満	232,200
6年以上	7年未満	239,400
7年以上	8年未満	239,900
8年以上	9年未満	245,000
9年以上	10年未満	249,800
10年以上	11年未満	255,100
11年以上	12年未満	260,500
12年以上	13年未満	267,200
13年以上	14年未満	273,000
14年以上	15年未満	279,100
15年以上	16年未満	284,600
16年以上	17年未満	290,300
17年以上	18年未満	295,700
18年以上	19年未満	300,800
19年以上	20年未満	305,600
20年以上	21年未満	308,700
21年以上	22年未満	313,500
22年以上	23年未満	318,700
23年以上	24年未満	322,500
24年以上	25年未満	324,900
25年以上	26年未満	326,500
26年以上	27年未満	327,800
27年以上	28年未満	329,600
28年以上	29年未満	330,600
29年以上	30年未満	331,700
30年以上	31年未満	333,400
31年以上	32年未満	334,000
32年以上	33年未満	334,400
33年以上	35年未満	336,200
35年以上	36年未満	337,500
36年以上	37年未満	338,400
37年以上		339,200

附　則

この省令は、公布の日から施行し、平成二十七年度分の教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担金から適用する。

○文部科学省令第六号

義務教育費国庫負担法第二条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の負担額の最高限度を定める政令（平成十六年政令第百五十七号）第一条第四号、第六号、第八号及び第十号の規定に基づき、義務教育費国庫負担法第二条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月二十四日　　文部科学大臣　馳　浩

義務教育費国庫負担法第二条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令施行規則の一部を改正する省令

義務教育費国庫負担法第二条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の負担額の最高限度を定める政令施行規則（平成十六年文部科学省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

別表第一から別表第十二までを次のように改める。

別表第一（第二条第一号関係）

経験年数		月額
		円
18年未満		373,500
18年以上	19年未満	380,500
19年以上	20年未満	387,300
20年以上	21年未満	393,100
21年以上	22年未満	399,100
22年以上	23年未満	403,800
23年以上	24年未満	409,300
24年以上	25年未満	414,800
25年以上	26年未満	419,500
26年以上	27年未満	424,300
27年以上	28年未満	429,400
28年以上	29年未満	434,400
29年以上	30年未満	442,000
30年以上	31年未満	444,100
31年以上	32年未満	451,400
32年以上	33年未満	454,900
33年以上		452,900

別表第二（第二条第二号関係）

経験年数		月額
		円
8年未満		277,300
8年以上	9年未満	288,500
9年以上	10年未満	295,200